平成２８年（フ）第２５号
栃木県宇都宮市今泉新町100－１　第２今泉ハイツ101、住民票上の住所栃木県宇都宮市今泉町454番地２
債務者　小林由紀江
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９９６号
大阪府八尾市木の本１丁目149番地ベルデュール102号
債務者　赤井　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９７号
大阪府八尾市木の本１丁目149番地ベルデュール102号
債務者　赤井　由美（旧姓嶋中）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２号
大阪市西成区山王１丁目12番13号　ハイツセゾン507号
債務者　小原　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８号
大阪市中央区船越町２丁目３番４－901号、前住所東京都調布市国領町５丁目19番地23
債務者　赤坂誠一郎
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０号
大阪府高槻市東五百住町３丁目12番11号ハイツ五百住303号
債務者　木村佐弥香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６号
大阪府四条畷市岡山５丁目７番９号
債務者　元山　敬子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４号
栃木県宇都宮市岩曽町1377番地13　大和荘５号室、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町146番地２
債務者　五十嵐栄一
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
栃木県宇都宮市鶴田町252番地４　トラットマルサⅡ101号、前住所栃木県真岡市並木町３丁目７番地５
債務者　藤井　武司
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
債務者　市原　真理
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６号
栃木県宇都宮市上戸祭町2993番地53　パインハイツ202号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3655番地２　グリーンハイツくるみ台１Ｂ11
債務者　髙尾　春栄
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
栃木県日光市瀬尾616番地１　（３－３－１）
債務者　吉原　雅則
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６２号
東京都足立区伊興５丁目22－７－304
債務者　石之脇貴美枝
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９７号
東京都町田市成瀬が丘１丁目30－２　成瀬ステーションハイツⅡ　202
債務者　山浦　峰一
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１０号
東京都江戸川区船堀７丁目８－16　糀屋荘202
債務者　小寺　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部